

自転車を利用する方へ



ままだ

令和6年
5月号

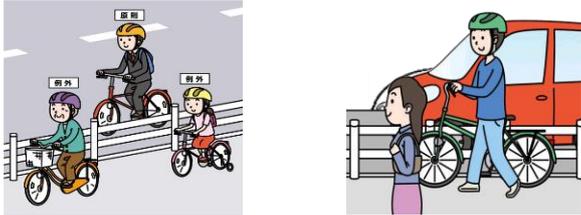
馬間田駐在所管内で、自転車の利用者をよく見かけますが、ヘルメットの未着用等が散見されます。

自転車も立派な車両ですので、車両として守るべき交通ルール・マナーを守り、自らが交通事故に遭わない、歩行者を事故に巻き込まない、安全運転をお願いします。

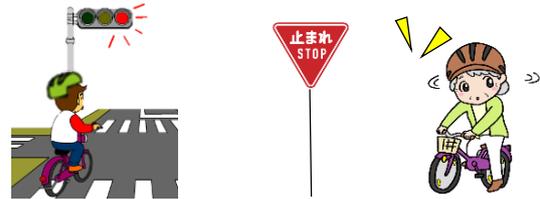
- 自転車は「車両」です。**自転車安全利用五則**を守りましょう。
- 歩道を通行するときは、歩行者優先で、安全な通行を心掛けましょう。
- 自転車は環境に優しい反面、利用方法によっては、大変危険な乗物です。
自転車に乗るときは、交通ルールを守り、安全に利用しましょう。
- 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、明るい服装や反射材用品を着用しましょう。

自転車安全利用五則

① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



③ 夜間はライトを点灯



④ 飲酒運転は禁止



⑤ ヘルメットを着用



令和5年4月1日
から努力義務化

○ ヘルメットを着用し、自転車損害賠償保険に加入しましょう！



万が一、交通事故に遭ったときのあなたの大切な命を守るため、ヘルメットを着用しましょう。



約9,500万円

自転車事故でも高額な賠償命令が…万が一に備えて、自転車損害賠償保険に加入しましょう。

筑後警察署ホームページ

【馬間田駐在所管内の事件・事故状況】（令和6年3月中）

- ・ 事件～0件
- ・ 事故～物件事故1件／人身事故0件

